



令和4年度 放課後児童クラブ入会案内

1 放課後児童クラブとは

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の就学児童を対象に、放課後および長期休業期間に実施している登録制の児童クラブです。



2 入会の要件

市内に居住する児童のうち保護者のいずれもが就労等により児童の養育ができない場合で、親族その他の者も養育できない留守家庭に限ります。

放課後児童クラブ名	対象年齢
津田放課後児童クラブ	小学校1年生 、 小学校4年生
大川町放課後児童クラブ	
志度第1放課後児童クラブ(1・2年生)	
志度第2放課後児童クラブ(3・4年生)	
鴨庄放課後児童クラブ	
寒川放課後児童クラブ	
長尾第1放課後児童クラブ(1・2年生)	
長尾第2放課後児童クラブ(3・4年生)	
造田放課後児童クラブ	

3 入会の手続き

① 入会の受付

区 分	受 付 期 間	受 付 場 所
令和4年度 入会希望の方	令和3年10月1日(金)から10月15日(金) 9:30~18:00	各放課後児童クラブ
	令和3年10月18日(月)と10月19日(火) 9:00~17:00	子育て支援課(寒川庁舎2階)

※受付期間中に証明書等を揃えて申込をしてください。申請書および証明書等がすべて揃っていない場合は受付できません。また、受付期間を過ぎた場合、受付ができない場合があります。

② 入会申込みに必要な書類

放課後児童クラブ入会申請書・入会児童1人につき1枚 申請書に添付する書類(証明書類)・入会児童1人につき1枚(2人以上申込みの場合は、どちらか一方がコピーでも可)

※申請書は、子育て支援課や各放課後児童クラブに置いています。また、ホームページにも掲載しています。

証明書類(就労内定証明書、農業・漁業・自営業等従事申立書等)は、父・母・祖父母等(同じ校区内および令和4年4月1日時点で65歳未満の方)、全員分必要です。

証 明 書 類	常勤・パート	自営業農漁業	病気介護	備 考
就労(内定)証明書	○			勤務先の証明印
自営業等従事申立書		○		民生委員の証明
医師の診断書			○	看護・介護の必要事項

※親族が経営する事業所等に勤務している場合は(市外または法人格を有している場合を除く)、自営業等従事申立書(民生委員の証明)の提出をお願いします。

4 入会の決定について

入会の資格を審査し、適当と認められる方には、2月中旬ごろに決定通知書を送付します。なお、定員を超える場合は、入会できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、入会後も次の事項に該当する場合は、入会の承認を取り消させていただきます。

※児童クラブ費その他実費を滞納したとき

※児童の出席率が著しく低いとき

※その他、児童クラブに入会していることが特に支障があると認めるとき

※入会の資格を欠くことが明らかとなったとき

※虚偽および不正な行為により入会をしたとき

申請後に家庭の状況、住所、勤務先等申請内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。(入会後も同様)